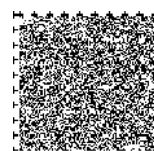




# 第 1 章 計画の策定に当たって



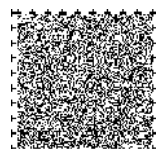
## 1 計画策定の趣旨・背景

国では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、障害福祉サービスの拡充等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、平成30年4月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成26年1月には、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」をスローガンとする国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成28年4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」ならびに雇用の分野における障害者に対する差別の禁止および障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

青梅市では、平成27年3月に、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまちづくり～」を基本理念として第4期障害者計画を策定するとともに、平成30年には第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画を策定し、障害者（児）施策、障害福祉施策を推進してきました。

本計画は、第4期青梅市障害者計画が令和元年度をもって終了することから、新たに令和2年度を初年度とする第5期青梅市障害者計画を策定するものです。



## 2 計画の位置付け・性格

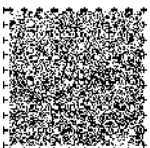
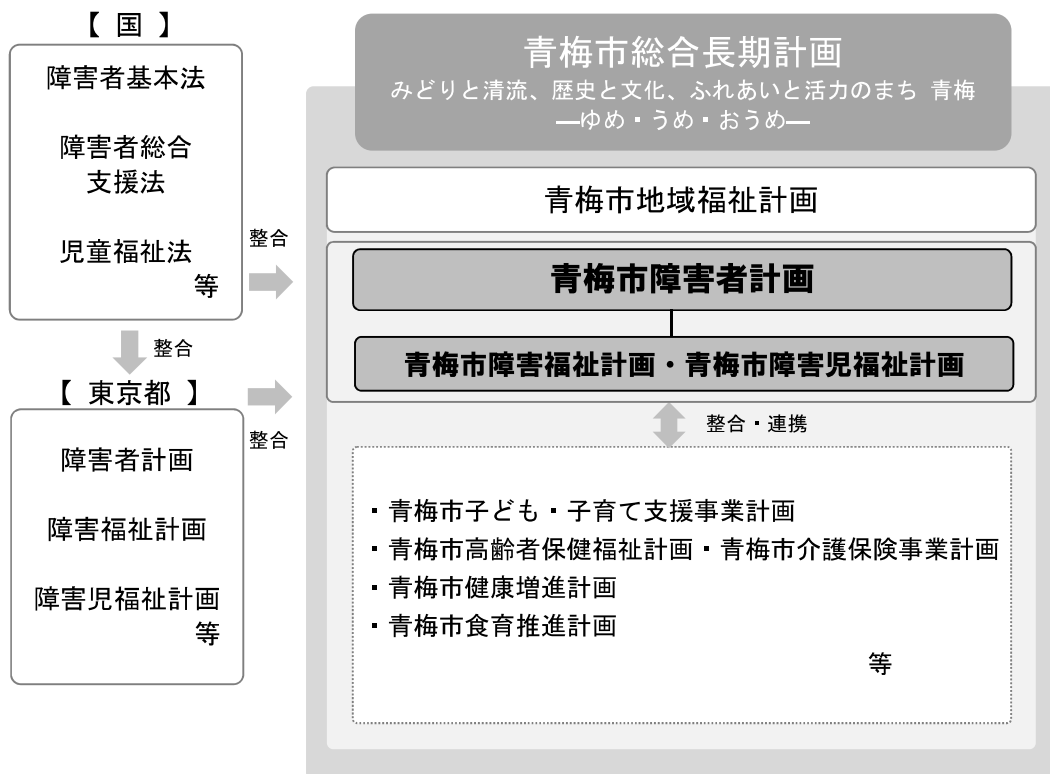
青梅市における行政計画の体系では、青梅市総合長期計画が最上位に位置付けられる計画であり、総合長期計画の実現のために、個別の行政計画が策定され、施策が実施されています。

健康福祉分野においては、その基本となる計画として「青梅市地域福祉計画」があり、健康福祉分野の個別の計画の一つとして、障害者計画および障害福祉計画、障害児福祉計画があります。障害者計画および障害福祉計画、障害児福祉計画は、子ども子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、食育推進計画等とともに、福祉分野の重要な計画となっています。

障害者計画は、「障害者基本法」にもとづく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中期の計画であり、平成19年4月から策定が義務付けられています。

障害福祉計画は、障害者の「生活支援」に関わる事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「障害者総合支援法」にもとづく計画です。

障害児福祉計画は、障害児の「生活支援」に関わる事項のうち、障害児福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「児童福祉法」にもとづく計画です。



### 3 計画の期間

第5期青梅市障害者計画の計画期間は、3か年計画の障害福祉計画および障害児福祉計画と終期を合わせるため、令和2年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする4か年の計画とします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者計画	第4期				第5期				
障害福祉計画	第4期			第5期		第6期			
障害児福祉計画				第1期		第2期			

### 4 障害者（児）の範囲

障害者総合支援法および障害者基本法の定義により、本計画における障害者（児）は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害がある方であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。

